

自由気球の飛行通報書

自由気球の飛行許可申請書

国土交通省大阪航空局

関西空港事務所長 様

氏名又は名称	実施組織:佐賀熱気球パイロット協会
住所	〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島3-7-2 シヤトレ鍋島2-1F
並びに法人の場合は	(会長) 諸田 智彦
代表者氏名	
緊急に連絡を要する	
場合の連絡先	(通報書提出者) 柴田 知行
及び電話番号	

- ・自由気球の飛行を行いたいので、航空法第134条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり通報します。
- ・航空交通管制圏等(佐賀航空交通管制圏)において自由気球の飛行を行うことについて、航空法第134条の3第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

飛行の目的(許可申請の場合に限る)		熱気球の自由飛行		
飛行の概要	熱気球の名称		スポーツ用熱気球	
	(又は計画コード名)			
	飛行予定日時		2026年1月1日 から 2026年1月31日 まで	
	複数の飛行の場合の飛行開始及び終了予定日時を含む		飛行時間 日出から日没まで	
	及び気象条件		有視界気象状態(VMC)	
	飛行場所		佐賀市周辺空域(別紙地図参照)	
	(又は基地)		嘉瀬川河川敷を中心とする	
	気球の区分		その他の気球	
	気球の概要	総重量	300～600キログラム	
		形状	ティアドロップ(涙滴型)	
直径		15～20メートル		
彩色		7～12色(白・赤・黄・緑・青・紫・黒・ピンク等その他)		
灯火		無し		
標識等		JA-A-登録番号		
	レーダー反射装置	無し		

	気球の概要	ATCトランスポンダ又はNDBを装備している場合の適可能なSSRコード又はNDB周波数 その他の危険防止装置	無し 高度計・昇降計・球皮内温度計・消火器・無線機・携帯電話 ハンディGPS
飛行の概要	複数の気球を飛行させる場合の気球の数	日本気球連盟登録熱気球の内最大40機	
	気球の上昇予想方向	0～360°（当日の風向）	
	気球の予想巡航高度	MAX: Aエリア 4000ft ・ Bエリア 3000ft ・ Cエリア 3000ft ・ Dエリア 3000ft	
	気球が18,000m (60,000ft) を通過する場合の当該通過予想時刻	無し（到達不可）	
	気球の巡航高度が18,000m以下の場合の巡航高度に到達する予想時刻	離陸後約10分で巡航高度4000ft	
	当該行為の終了予想日時及び着地(水)回収場所の予定区域	佐賀市周辺空域内	
・関西空港事務所 航空管制運航情報官 TEL: 072-455-1330 〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地 ・福岡空港事務所 航空管制運航情報官 TEL: 092-260-6543 〒812-0005 福岡市博多区上臼井字屋敷295 ・佐賀県佐賀空港事務所 TEL: 0952-46-1234 〒840-2212 佐賀県佐賀市川副町犬井道9476-187 ・佐賀空港出張所 TEL: 0952-46-0001 〒840-2212 佐賀県佐賀市川副町犬井道9476-187 ・陸上自衛隊西部方面航空隊西部方面管制気象隊第1派遣隊運航事務所 TEL: 0952-52-2161 内線2897・(当直2805) 〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7 以上の各空港施設に通報書提出			

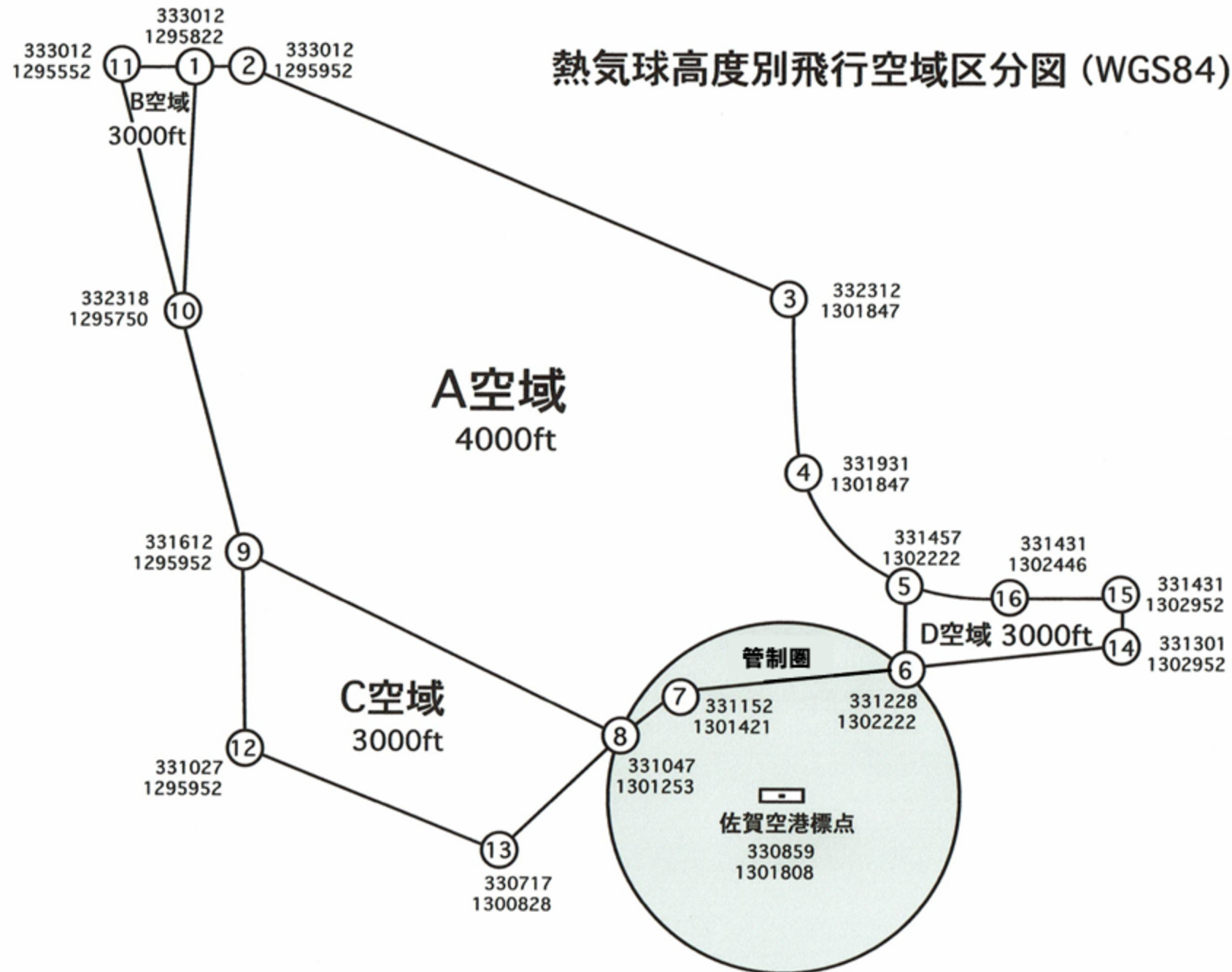
(注) その他参考となる事項の欄には、関係管制機関の長と気球の飛行に関して、調整を行った場合の調整結果(必要に応じ、相互確認書を添付すること)等を記載すること。

飛行通報書添付資料

飛 行 日 時	2026年1月1日 から 2026年1月31日 まで		
	飛行時間 日出から日没まで		
飛 行 場 所	佐賀平野周辺（区分航空図九州版、及び別紙地図参照）		
飛 行 内 容	熱気球による飛行 A空域 : 海拔 4000フィート以下 高度別空域 B空域 : 海拔 3000フィート以下 C空域 : 海拔 3000フィート以下 D空域 : 海拔 3000フィート以下		
飛 行 条 件	有視界気象状態(VMC)及び、日本気球連盟「熱気球自由飛行安全規定」を順守		
使 用 熱 気 球	日本気球連盟登録気球(NKR) JA-A-0100～JA-A-1800の内、最大40機		
飛 行 責 任 者	熱気球パイロット(日本気球連盟ライセンス所有者)		
飛行実施組織	佐賀熱気球パイロット協会		
飛 行 空 域	高 度 別 飛 行 空 域	A空域:(1)N33° 30' 12" E129° 58' 22" ・(2)N33° 30' 12" E129° 59' 52" (3)N33° 23' 12" E130° 18' 47" ・(4)N33° 19' 31" E130° 18' 47" (5)N33° 14' 57" E130° 22' 22" ・(6)N33° 12' 28" E130° 22' 22" (7)N33° 11' 52" E130° 14' 21" ・(8)N33° 10' 47" E130° 12' 53" (9)N33° 16' 12" E129° 59' 52" ・(10)N33° 23' 18" E129° 57' 50" 以上10点に囲まれた、海拔高度4000フィート以下の空域 B空域:(11)N33° 30' 12" E129° 55' 52" ・(1)N33° 30' 12" E129° 58' 22" (10)N33° 23' 18" E129° 57' 50" 以上3点に囲まれた、海拔高度3000フィート以下の空域 C空域:(9)N33° 16' 12" E129° 59' 52" ・(8)N33° 10' 47" E130° 12' 53" (13)N33° 07' 17" E130° 08' 28" ・(12)N33° 10' 27" E129° 59' 52" 以上4点に囲まれた、海拔高度3000フィート以下の空域 D空域:(5)N33° 14' 57" E130° 22' 22" ・(16)N33° 14' 31" E130° 24' 46" (15)N33° 14' 31" E130° 29' 52" ・(14)N33° 13' 01" E130° 29' 52" (6)N33° 12' 28" E130° 22' 22" 以上5点に囲まれた、海拔高度3000フィート以下の空域	

飛行空域	エ リ ア 別 飛 行 空 域 エリアⅠ：(11)N33° 30′ 12″ E129° 55′ 52″ ・(2)N33° 30′ 12″ E129° 59′ 52″ (3)N33° 23′ 12″ E130° 18′ 47″ ・(18)N33° 20′ 38″ E130° 18′ 47″ (19)N33° 20′ 19″ E130° 08′ 29″ ・(9)N33° 16′ 12″ E129° 59′ 52″ 以上6点に囲まれた空域 エリアⅡ：(9)N33° 16′ 12″ E129° 59′ 52″ ・(19)N33° 20′ 19″ E130° 08′ 29″ (18)N33° 20′ 38″ E130° 18′ 47″ ・(4)N33° 19′ 31″ E130° 18′ 47″ (5)N33° 14′ 57″ E130° 22′ 22″ ・(6)N33° 12′ 28″ E130° 22′ 22″ (7)N33° 11′ 52″ E130° 14′ 21″ ・(13)N33° 07′ 17″ E130° 08′ 28″ (12)N33° 10′ 27″ E129° 59′ 52″ 以上9点に囲まれた空域 エリアⅢ：(5)N33° 14′ 57″ E130° 22′ 22″ ・(16)N33° 14′ 31″ E130° 24′ 46″ (15)N33° 14′ 31″ E130° 29′ 52″ ・(14)N33° 13′ 01″ E130° 29′ 52″ (6)N33° 12′ 28″ E130° 22′ 22″ 以上5点に囲まれた空域 エリアⅠ、エリアⅡ、の空域区分は八幡岳(N 33° 16′ 48″ E130° 01′ 41″) 天山(N 33° 20′ 19″ E130° 08′ 29″) 金立山(N 33° 20′ 38″ E130° 18′ 15″)の山頂を結ぶとする。
飛行条件の補足	・ 離着陸に際し、佐賀空港事務所の自動通報管理システムに連絡する ・ 飛行エリア変更の際は、佐賀空港事務所へ通報する ・ 佐賀航空交通管制圏内に進入の際は、佐賀空港事務所へ通報する ・ 土・日・祝日を除く10時30分から15時30分に佐賀空港の管制圏に接近する場合は速やかに着陸体制をとる。もし管制圏内に進入した場合は高度500ft(150m)以下とする。 ・ 陸上自衛隊目達原飛行場の管制圏を除く (目達原飛行場座標 N33° 19′ 31″ E130° 24′ 49″) ・ 陸上自衛隊目達原飛行場の管制空域に接近する場合は速やかに着陸体制をとる。 もし管制圏内に進入した場合は高度500ft(150m)以下とし、目達原飛行場に 飛行現在地、進行方向を速やかに通報し、着陸後は飛行終了の連絡をする ・ 高度、空域を遵守し、飛行の実施を行う

熱気球高度別飛行空域区分図 (WGS84)



熱気球エリア別飛行空域区分図 (WGS84)

